

志學館大学大学院心理臨床学研究科附属発達支援センター規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人志學館学園が定める管理及び運営に関する規則第41条第2項、志學館大学学則第62条の2第2項及び志學館大学大学院学則第47条の2の規定に基づき、志學館大学（以下「本学」という。）大学院心理臨床学研究科附属発達支援センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、子どもから高齢者に至るまで、生活に様々な困難を抱えた当事者や家族、地域に対して予防的及び心理臨床学的な支援活動を行うとともに、学生の心理臨床実習並びに教員及び学外者の研究・研修の場を提供することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、必要に応じ心理相談センターと連携して、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域住民を対象とした各ライフサイクルに応じた心理臨床的支援プログラムの開発と支援活動
- (2) 生涯発達支援のための関連機関相互の有機的協働的連携システムの構築
- (3) 本学大学院学生のための臨床実習に関する諸活動
- (4) 臨床業務に従事する者に対するコンサルテーション、スーパービジョン及び研修等の場の提供に関する諸活動
- (5) 発達支援に関する調査及び研究活動
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な諸活動

(組 織)

第4条 センターは、次に掲げる者で構成する。

- (1) センター長
 - (2) 主任
 - (3) 支援指導員
 - (4) 委託支援指導員
 - (5) 委託補助員
 - (6) 実習支援員
 - (7) 研修支援員
 - (8) 事務職員
 - (9) 顧問
- 2 センター長は、本学大学院心理臨床学研究科（以下「研究科」という。）の教授のうちから学長が研究科長の意見を聴いて任命し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 主任は、研究科の教授、准教授又は講師のうちから学長が任命し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 支援指導員は、本学の教職員のうちから学長が任命し、任期は2年とする。ただし、再任を

妨げない。

- 5 委託支援指導員は、医師、公認心理師、臨床心理士のうちから、学長が委嘱する。
- 6 委託補助員は、研究科を修了した者のうちからセンター長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 実習支援員は、本学大学院学生とする。
- 8 研修支援員は、研究科を修了した者のうちから学長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 9 顧問は、業務遂行上必要なとき、学長が外部の精神科医師に委嘱することができる。

(職 務)

第5条 センター長は、研究科長の命を受け、センターの業務を統括する。

- 2 主任は、センター長を補佐し、センター長の命を受け、センターの業務を処理するとともに、所属する者を指導する。
- 3 支援指導員は、センター長の命を受け、センターの業務及びこれに関する教育（スーパービジョンを含む。以下同じ。）・研究を行う。
- 4 委託支援指導員は、センター長の命を受け、委託された支援業務及び教育・研究を行う。
- 5 委託補助員は、センター長の命を受け、委託された相談業務及びセンターの受付業務の補助を行う。
- 6 事務職員は、センター長の命を受け、センターの受付業務及びセンターに関する事務を処理する。

(センター運営会議)

第6条 センターに、センター長、主任及び支援指導員で構成するセンター運営会議を置く。

- 2 センター運営会議は、センター業務に関する次の事項について審議する。
 - (1) センターの予算に関すること。
 - (2) 委託支援指導員の選考に関すること。
 - (3) その他センターの運営に関する事項
- 3 センター運営会議は、センター長がこれを招集し、その議長となる。
- 4 センター運営会議は、構成員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する。
- 5 議長が必要と認めるときは、センター運営会議構成員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 センター業務に携わる者は、業務上知り得た秘密を厳守しなければならない。

(事 務)

第8条 センター運営会議の事務は、総務課が処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 志學館大学発達支援センター規程は、廃止する。